

地域包括支援センターにおける
介護予防支援・介護予防ケアマネジメント
業務の一部委託について

一部委託の制度概要

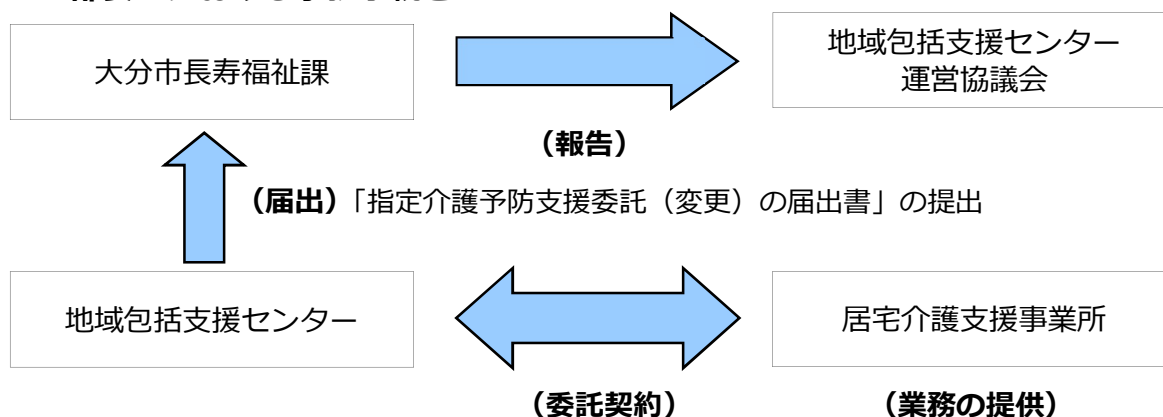
一部委託とは・・・

地域包括支援センターが行う介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務のうち、ケアプラン作成に係る一連の業務を居宅介護支援事業所に委託することです。

1. 一部委託の根拠法令

P. 3～P. 4 参照

2. 一部委託における事務手続き



3. 委託届出書の提出

一部委託する際、地域包括支援センターは「指定介護予防支援委託（変更）の届出書」を提出する。

①居宅介護支援事業所

最新の事業所情報を確認し、事業所名・所在地・連絡先等を記載すること。

②委託業務の内容

- (1)アセスメント
- (2)介護予防サービス・支援計画書原案の作成
- (3)サービス担当者会議の開催
- (4)介護予防サービス・支援計画書の交付
- (5)サービスの提供
- (6)モニタリング
- (7)評価
- (8)給付管理（請求業務は地域包括支援センターが行う）

③委託期間

契約日から翌年の3月31日までとする。（毎年度、委託届出書の提出が必要）

※契約書上に自動更新契約条項を設けることについては認めるものとする。

4. 委託可能な居宅介護支援事業所

本市では、以下①～③のいずれかの研修について受講、または事業所内で受講者より伝達を受けた介護支援専門員が、介護予防支援業務の一部委託を受けることができます。

- ①大分市介護支援・サービス事業従事者合同基礎研修会（平成24年度～26年度）
- ②大分市介護予防ケアマネジメント新任者研修会（平成27年度～令和1年度）
- ③大分市介護予防ケアマネジメント研修会（令和2年度～）

5. 委託料（大分市の基準金額）

	介護予防支援 ケアマネジメントA			ケアマネジメントB		
	1件あたり	初回加算 または 委託連携加算 あり	初回加算 および 委託連携加算 あり	1件あたり	初回加算 または 委託連携加算 あり	初回加算 および 委託連携加算 あり
居宅介護支援 事業所	3,978円	6,678円	9,378円	3,330円	6,030円	8,730円
地域包括支援 センター	442円	742円	1,042円	370円	670円	970円

6. 一部委託先との業務の流れ

P.5～P.6 参照

7. 一部委託をする際の注意点

- ◆一部委託をする際には、特定の法人に偏ることなく事業所の選定を行うこと。



公正中立性の確保を図る

- ◆「大分市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」の第15条第4号を遵守する（させる）こと。



一部委託をしても、その責任主体は地域包括支援センターにある

介護保険法

(指定介護予防支援の事業の基準)

第115条の23

- (3) 第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定介護予防支援の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

(実施の委託)

第115条の47

- (6) 前項の規定により第一号介護予防支援事業の実施の委託を受けた者（地域包括支援センター）は、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託を受けた事業（介護予防ケアマネジメント）の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

大分市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならないこと。
- (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。
- (3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。
- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第4条⁽ⁱ⁾、この章⁽ⁱⁱ⁾及び次章⁽ⁱⁱⁱ⁾の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

※⁽ⁱ⁾第4条・・・基本方針

⁽ⁱⁱ⁾この章・・・第3章（運営に関する基準）

⁽ⁱⁱⁱ⁾次章・・・第4章（介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）

◆介護予防ケアマネジメントの業務（介護保険法第115条の47）についても、上記条例を参照し、指定介護予防支援の業務に準じて委託します。

(参考) 条例の全文は、大分市ホームページの「健康・福祉・医療」>「介護・障がい者・福祉」>「介護保険」>「事業者の方へ」>「介護保険サービス等事業者の方へ」>「介護保険事業等基準条例等および申請・届出関係様式一覧」で検索できます。

介護保険法施行規則

(指定介護予防支援の委託の届出)

第140条の35 法第115条の23第3項の規定により、指定介護予防支援事業者が、指定介護予防支援の一部を、次条に規定する者に委託しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項について市町村長に届け出なければならない。

- (1) 指定介護予防支援の一部を委託しようとする事業所の名称及び所在地
 - (2) 委託しようとする指定介護予防支援の内容
 - (3) 指定介護予防支援の一部を委託しようとする期間
- 2 指定介護予防支援事業者は前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の一部を委託する上で必要な情報を当該委託を受けた者に提供しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による届出は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

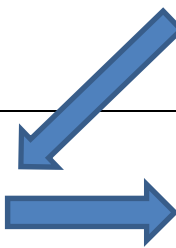
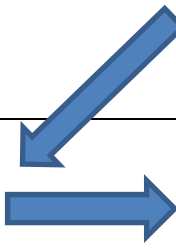
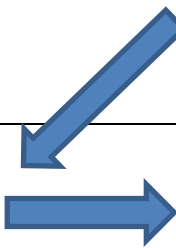
(法第115条の45第1項第1号2に掲げる事業の委託の届出)

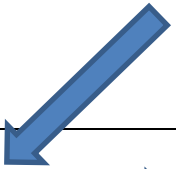
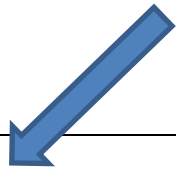
第140条の70 法第115条の47第6項の規定により、同条第5項の規定により法第115条の45第1項第1号2に掲げる事業の実施の委託を受けた者（地域包括支援センター）が、その事業の一部を、次条に規定する者に委託しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項について市町村長に届け出なければならない。

- (1) 法第115条の45第1項第1号2に掲げる事業の一部を委託しようとする事業所の名称及び所在地
 - (2) 委託しようとする法第115条の45第1項第1号2に掲げる事業の内容
 - (3) 法第115条の45第1項第1号2に掲げる事業の一部を委託しようとする期間
- 2 受託者は前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 3 受託者は、法第115条の45第1項第1号2に掲げる事業の一部を委託する上で必要な情報を当該委託を受けた者に提供しなければならない。

一部委託における業務の流れ

※以下は一般的な業務の流れの例示です。業務手順や契約方式については、一部委託する地域包括支援センターに従ってください。

地域包括支援センターの業務内容		居宅介護支援事業所の業務内容
※地域包括支援センターから一部委託を依頼する場合は③から。		①担当している利用者が要支援認定を受けた場合、「要支援者等連絡票」と「被保険者証の写し」を地域包括支援センターへ送付する
②「要支援者等連絡票」と「被保険者証の写し」を受け取る ③利用者に居宅介護支援事業所に委託することについて意向確認を行う ④地域包括支援センターと利用者とで契約を締結（利用者居宅を居宅介護支援事業所と同行訪問） ⑤包括と居宅とで業務委託契約を締結		⑥「居宅介護（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届」または「介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」および利用者から預かった被保険者証を市役所に提出する
⑦市役所および国保連へ委託届出書等の書類提出 ※市役所へ提出する委託届出書は、年度途中で新たに委託する居宅介護支援事業所のみ記載。		⑧「主治医意見書」「認定調査結果」「被保険者証」を市役所より受け取る ⑨地域包括支援センター名が記載された被保険者証を利用者へ返却 ※認定結果が出ていない場合は後日、市役所より利用者へ送付される。 ⑩アセスメントの実施 ⑪介護予防サービス・支援計画書（原案）の作成
⑫介護予防サービス・支援計画書（原案）の確認		⑬サービス担当者会議の開催 ⑭原案を利用者・家族に説明し、同意を得て介護予防サービス・支援計画書を確定

		⑮介護予防サービス・支援計画書を利用者およびサービス事業所担当者へ交付 ⑯介護予防サービス・支援計画書の写しを地域包括支援センターへ提出 ⑰サービスの提供 ⑱モニタリングの実施 ア. サービス提供した月から少なくとも1か月に1回は聴取し、その結果を記録する イ. 3か月に1回およびサービスの評価期間が終了する月等は、利用者の居宅を訪問して利用者に面接を行い、その結果を記録する ⇒見直しの必要があれば⑩に戻る ⑲「介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）に係る請求対象者一覧表」を作成し、給付実績が分かる書類とともに地域包括支援センターへ提出
⑳介護報酬の請求	 	㉑評価の実施および評価表の作成 ※介護予防サービス・支援計画書に位置付けた期間が終了する時や、利用者の状態が変化し、プランの見直しが必要な時は、目標達成状況について評価を行う ㉒アセスメントの実施 ㉓介護予防サービス・支援計画書（変更原案）を作成
㉔評価表および介護予防サービス・支援計画書（変更原案）の確認	 	⑬へ戻る

<よくある質問>

◆初回加算について

Q 1. 委託している居宅介護支援事業所が変更となった場合（地域包括支援センターの変更なし）

は初回加算を算定できるか？

A. 委託している居宅介護支援事業所が変更になっても、委託元の地域包括支援センターは初めてその利用者を担当するわけではないので、初回加算を算定することはできない。

Q 2. 要介護から要支援になった利用者を、要介護の時から担当していた居宅介護支援事業所にそのまま委託して担当してもらうことになった。初回加算を算定できるか？

A. 初回加算を算定することができる。なお、要支援から要介護になった場合も同様である。

Q 3. 契約関係のみ存在していた利用者の給付管理を初めて行う場合は初回加算を算定できるか？

A. 初回加算を算定することができる。なお、過去2月以上給付管理を行っていない場合においても算定可能である。

◆委託連携加算について

Q 1. 一部委託先の居宅介護支援事業所が変更になる場合、委託連携加算を算定できるか？

A. 委託連携加算を算定することができる。

Q 2. 委託元の地域包括支援センターが変更になる場合、委託連携加算を算定できるか？

A. 委託連携加算を算定することができる。

◆委託契約について

Q 4．利用者が転居する場合は、どのような対応をしなければならないか？

A．委託元の地域包括支援センターに変更が生じる可能性があるため、居宅介護支援事業所は速やかに現在の委託元の地域包括支援センターへ連絡する。

Q 5．委託を受けている利用者を他の居宅介護支援事業所へ引き継ぐことになった場合、地域包括支援センターへの連絡はいつすればよいのか？

A．地域包括支援センターと引き継ぎ先の居宅介護支援事業所で委託契約が必要（利用者を含めて契約が必要な場合もあり）なため、居宅介護支援事業所は事前に必ず地域包括支援センターへ連絡する。